

富士宮市立白糸小学校における「学校いじめ防止基本方針」(西富士中学校区)

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義づけられています。

本方針はいじめ防止対策推進法第13条の規定により、人権尊重の理念に基づき、白糸小学校のすべてのこどもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、どんな理由があろうとも絶対にゆるされない行為です。しかし、残念ながらどのこどもにも起こりうる行為でもあります。全てのこどもが安心して生活できるようにするために、いじめを未然に防止しなくてはなりません。いじめが起こりにくい人間関係を築き、心の通じ合う温かな集団の中で、健やかでたくましい、いじめに向かわないこどもを育てていきます。

そして、こどもを取り囲む大人一人一人が、学校・家庭だけでなく「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、西富士中学校区総がかりでいじめの未然防止に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組(方針)

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、「不登校・いじめ対策委員会」を中心に校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- こどもに対しても、全校集会や学級活動、道徳・各教科の授業などで、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は登下校の様子や日常の言動、日記等を通してこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・いじめを絶対に許さないという姿勢を前面に出し、指導に当たります。
 - ・人間関係づくりプログラムやアンケートの実施だけでなく、その結果を分析・全職員に共有し指導に役立てます。
 - ・心の健康チェックを行い、こどもの心の状態を把握し、改善に努めます。
 - ・教育相談の時間を確保したり、スクールカウンセラーと協働し、アドバイスやカウンセリングを生活に生かしたりすることでこどもが安心して相談できる環境を作ります。
 - ・「～さん」付けで名前を呼んだり、教室及び校内美化に努めたりするなど、こどもが穏やかに生活できる環境づくりに努めます。
- こども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな学級を中心とした集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・学級活動や縦割活動、行事等を活用して、望ましい集団づくりを行います。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全てのこどもが参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。
- 主体的・対話的で深い学びを実現できる授業を行い、多様な価値観に触れ、考える力を培います。
- 生活目標を達成できたか振り返りをし、その月の頑張りをみんなで認め合います。
- 担任以外にも相談できる場があることをこどもに伝え、つらいとき、不安・不満があるとき、学校の中に安心できる場所として様々な選択肢があることを伝えます。(養護教諭、SCなど)

○必要に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員等の外部の専門家の協力を求め、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整えます。

(3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- いじめアンケートを実施し、いじめについて考える場や機会を意図的・計画的に設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・学級活動でいじめへの対応について具体的に指導することで、対応の仕方を身に付けられるようにします。
- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養います。特に道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
 - ・道徳の年間計画に、いじめについて考える時間を計画的に設定し、指導します。
- 学級活動や児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- 児童会が中心になって、感謝の気持ちを共有し合う集会や友達や自分の良さを認め、励ます活動を行います。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 学級内外において子どもの見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。そして、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない姿勢を教職員・児童生徒・保護者で共有します。
 - ・状況を見て臨機応変に「不登校・いじめ対策委員会」を実施し、小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ・教職員によるいじめの認知報告を毎月行い、早期発見に努めます。(職員会議にて情報共有)
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談、スクールカウンセラー来校日について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
 - ・相談室を設置し、スクールカウンセラーと気軽に話すことができますようにします。(スクールカウンセラー在校日)
- いじめアンケートの前に相談週間を設け、担任と相談しやすい雰囲気を作り、子どもたちの現状を把握します。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめを認知したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有し、いじめの態様等に即した対策チームで今後の対応について確認します。
 - ・生徒指導主任を中心に、スクールカウンセラー等の外部の専門家も入った「校内いじめ対策委員会」を設置します。いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- 被害を受けた子ども及びいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- いじめを行った子どもに対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
 - ・まず早急にいじめの行為自体をなくすようにします。そして社会性の向上についての指導を行います。
- 問題が解消したと判断した後も、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

4 家庭・地域との連携(西富士中学校区共通)

- 保護者懇談会の開催、学校・学年・生徒指導だよりの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について保護者・地域に広報します。
- 保護者には、保護者懇談会やPTA総会等で具体的事例に則して「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義の共通理解を図る機会を設けます。
- 自校だけではなく、西富士中学校区四校においてインターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- 月1回メディアコントロールを行い、家庭での会話の機会を増やします。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 義務教育9年間を通していじめを早期発見し対処していくために、小中学校間での情報交換を行います。
- いじめを認知した場合、こども同士の問題であっても必要に応じ保護者同士で対策を話し合うような場を設定し、各家庭の協力をあおぐ。
- 学校評議員会やPTA運営委員会等で学校からのいじめ対策に関する情報を提供し、「子育て7箇条」を中心に学校評議員やPTA役員等からも御意見をいただき、「チーム白糸小」としていじめに対応します。

5 教育委員会や関係機関との連携

- いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告します。その後調査方法などについて市教育委員会と連携して対応します。また、必要に応じて青少年相談センターとの連携も図ります。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、こどもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

令和6年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立白糸小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
	○		○	学級懇談会・PTA総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	保護者懇談会 PTA総会
			○	学校だよりやホームページに学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより・HP
		○		「あいさつ・正しい言葉づかい」と関連させた道徳・学活の授業	道徳・学活
		○		第1回人間関係づくりプログラム児童実態調査	
5		○		心の健康チェック・スクールカウンセラー面談	
		○		人間関係づくりプログラム1	学級活動
6		○		相談週間	
		○		いじめ実態アンケート・面談	
			○	学校評議員会への要請	学校評議員会
			○	学校評価保護者アンケート	
7		○		学校評価児童アンケート・面談	

		○	情報教育講座の実施	4・5・6年生授業
		○	個々面談で情報交換	保護者面談
		○	アンケート集約	
		○	アンケート分析	
8		○	1学期評価を受けての計画の修正	職員会議
		○	人間関係づくりプログラム2	学級活動
		○	学校行事(運動会・学習発表会)に向けての仲間づくり	特別活動
9		○	○ 道徳の授業参観③、インターネット・スマホ安全・安心教室④	授業参観 社会教育課
10		○	心の健康チェック・スクールカウンセラー面談	
		○	人間関係づくりプログラム3	
		○	第2回人間関係づくりプログラム児童実態調査	学級活動
		○	青少年育成連絡会への協力要請	青少年育成連絡会
		○	相談週間	
11		○	いじめ実態アンケート・面談	
		○	学校評価児童アンケート、学校評価保護者アンケート	
12		○	アンケート集約	
		○	2学期評価を受けての計画の修正	職員会議
1		○	いじめ防止基本方針の見直し	
		○	学校評価結果報告	職員会議・学校評 議委員会等
		○	相談週間	
2		○	いじめ実態アンケート・面談	
		○	第3回人間関係づくりプログラム児童実態調査	
		○	学級懇談会での情報交換	懇談会
3		○	指導・記録の整理 進級学年への引継ぎ	
		○	中学校区連絡会の実施	